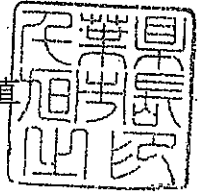


旭市生涯活躍のまち推進協議会設置要綱を次のように定める。

平成30年5月25日

旭市長 明智 忠直



旭市告示第84号

旭市生涯活躍のまち推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 旭市生涯活躍のまち構想を推進するため、旭市生涯活躍のまち推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生涯活躍のまちの形成に係る事業主体の公募に関する事項
- (2) その他生涯活躍のまちの形成に必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充て、副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

3 委員は、10名以内とし、委員は、市の情勢に精通している者のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、協議会を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事務が終了するまでの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が必要と認めた場合は、副会長が会議の議長となることができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、生涯活躍のまち構想推進室において所掌する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。